

奈良県中小企業生産性向上支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、人手不足に悩む中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るため、国の令和5年度補正 中小企業省力化投資補助事業（以下「国補助金」という。）を活用して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品（以下「省力化製品」という。）を導入する事業主のうち、本要綱に定める賃上げ要件等を満たした者に対し、国補助金の補助対象に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業等」とは、令和6年6月24日規程令6第4号改正規程令6第11号「中小企業省力化投資補助金交付規程」の別紙1に該当する事業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、中小企業等であつて、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 奈良県内に事業所があること。
 - (2) 令和7年1月31日までに国補助金の交付決定を受けて省力化製品を導入し、かつ、同日までに国補助金の額の確定通知を受けていること。
 - (3) 第5条の規定による交付申請及び実績報告時における直近1か月分の給与支給額を、令和6年3月と比べて2.5%以上増加させること。この場合における給与支給額は、全従業員（非常勤の従業員を含む。）に支払った給与（所定内給与をいい、賞与、福利厚生費、法定福利費及び退職金を除く。）をいい、役員報酬等を除く。
 - (4) 脱炭素・水素社会実現に向けた啓発セミナー等に参加していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 県税を滞納している者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、

支配人その他の使用人等として使用している者

(6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者

(7) その他補助金を交付することが不相当であると知事が認める者

（補助対象経費等）

第4条 補助金の補助対象経費は、補助金の交付の対象となる事業者が事業を実施するのに要する経費であつて、国補助金の補助対象経費であるものとし、その補助率及び補助上限額については別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、国補助金の額の確定通知があつた日から令和7年2月10日までに、奈良県中小企業生産性向上支援補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、電子申請により知事に提出しなければならない。

(1) 国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、実績報告書類及び額の確定通知）の写し

(2) 誓約書（第2号様式）

(3) 賃金増加率計算表（第3号様式）

(4) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第4号様式）

(5) 賃上げ前（令和6年3月）1か月分の賃金台帳の写し

(6) 県への交付申請及び実績報告時点での直近1か月分の賃金台帳の写し

(7) 脱炭素・水素社会実現に向けた啓発セミナー等参加報告書（第5号様式）

(8) 脱炭素・水素社会実現に向けた啓発セミナー等への参加を証する書類

(9) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による提出が電子申請により難しい場合は、郵送による提出も可能とする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第6条 知事は、前条第1項に規定する書類を受理した場合において、審査により適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金の額を確定するとともに、奈良県中小企業生産性向上支援補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（第6号様式）により、補助事業者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第7条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

2 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県中小企業生産性向上支援補助金請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第8条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助条件)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 国補助金によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）であって一件当たり50万円以上のものは、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (2) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合であって、知事が必要と認めるときは、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (4) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 知事が別に定める期日までに補助金が請求されなかったとき。
 - (2) 国補助金が何らかの事由により支払われなかったとき。
 - (3) 国補助金の交付決定の取り消し等があったとき。
 - (4) 第8条の規定により知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(国補助金の返還等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還又は国補助金相当額の納付を行ったときは、奈良県中小企業生産性向上支援補助金返還等届出書（第8号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。

- (1) 消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う国補助金の返還

- (2) 国の交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- (3) 取得財産の処分に伴う国補助金の返還
- (4) 取得財産等の処分に伴う収入の納付に伴う国補助金相当額の納付
- (5) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、この補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。

別表

| 従業員数 | 国補助金 | | 奈良県中小企業生産性向上 支援補助金 | | |
|-------|-------|------------------------|-------------------------|------------------|-----------------|
| | 補助率 | 補助上限額 (大幅な賃上げを行う場合) | 補助率 | 補助上限額 ※ | 補助対象経費 |
| 5人以下 | 1/2以下 | 200万円 (300万円) | 国補助金 額の確定額の 1/2以下 | 100万円 (150万円) | 国補助金の 補助対象経費 |
| 6～20人 | | 500万円 (750万円) | | 200万円 (200万円) | |
| 21人以上 | | 1,000万円 (1,500万円) | | | |

※国補助金において「大幅な賃上げを行う場合」に該当し、()内の補助上限が適用された場合は、県補助金においても()内の補助上限額を適用する。